

中島児童会館資料の整理・受け入れとその活用

谷中章浩

はじめに

本稿は、当館所蔵の特定重要公文書¹である、札幌市中島児童会館に関する設立前の段階から昭和40年代半ばに至る公文書群(中島児童会館資料、以下本資料群と略記)について、3つの視角から紹介することを目的とする。

第1章では本資料群そのものの紹介という視角から、まず本資料群の受け入れ経緯や再編成について記述し、次に記録資料記述オーソリティ・レコードの国際標準である ISAAR(CPF)^{2nd} の本資料群への適用を試みた上で、当館への適用に向けた課題を探る。続く第2章では本資料群を用いた歴史研究という視角から、中島児童会館の開館に至る経緯・GHQ による当時の検閲行為への対応・(私設)やよい児童館との関わり、の3点について素描する。最後に第3章で、本資料群の利用普及活動の事例として、本稿筆者が関わった当館内での企画小展示及び札幌市役所本庁舎ロビーでのパネル展示について紹介する。

1. 本資料群の紹介

(1.1. 本資料群受け入れの経緯)

当館の公文書受け入れは、本年報5ページに示されている保存期間満了簿冊の移管指定スケジュールに基づいて毎年行われている。

しかし本資料群については、上述の移管指定スケジュールとは異なる形で移管を受けた。当館はこのような、通常の受け入れには当てはまらない資料に関しても、「札幌市公文書館寄贈・寄託文書受入要領」により、特定重要公文書としての収集・受け入れを行っている²。本資料群は、札幌市で最初に設立された児童会館である中島児童会館についてのまとまった資料群であり、札幌市の教育・児童福祉行政上画期となる施策に関するものであり、前述要領に該当する受け入れとなった。

(1.2. 本資料群の作成者に関する概略)

本資料群は、前述の通り中島児童会館に関する資料群である。

その中島児童会館は、昭和24年(1949)7月1日に開館した、札幌市の設置にかかる施設であり、児童福祉法に規定される施設(厚生施設)である。開館当時、公設の児童福祉施設は全国的に存在しておらず、中島児童会館がその嚆矢である。開館にあたっては、GHQ が設置し当時既に使用されていなかったクオンセット・ハット(=かまぼこ型兵舎)4棟の払い下げを受け、中島公園内に移設・増改築を行った。昭和33年(1958)には、北海道博覧会の事務所として使われていた建物を改修しそこへ移転して児童会館としての活動を続けた。さらに昭和60年(1985)には同地で再度建物を建て直し、本稿執筆時点においても札幌で最初の児童会館として活動を続けている。なお、詳細については本章第4節及び第2章第1節で改めて述べる。

(1.3. 本資料群の再編成と目録作成)

本章第1節で述べたように、本資料群は通常とは異なるプロセスで移管された。また移管時の状況から、資料の原秩序は保たれていないと考えられた。したがって本資料群を受け入れるにあたっては、当館で改めて秩序を再編成し、目録を作成した。

再編成の結果、本資料群は一つのシリーズと捉えることができ、また内容面から全体として4サブシリーズに、一部サブシリーズについてはサブサブシリーズに分類できると考えた。シリーズ全体の構造概念図として次頁に図1を示す。以下各サブシリーズについて概説する。

「基軸資料」は、中島児童会館の活動の根本を跡付けるサブシリーズである。本資料群の場合は児童会館の日常を総括的に記録する「日誌」が昭和24年(1949)～34、43、45年と長期に渡って継続しており(次頁図2)、且つ児童会館の創設期に関わる日誌がまとまって残っていることから、この「日誌」群を本資料群にとっての基軸を為す資料とした。また、設立経緯に関わる開館前年～開館行事に関わる公文書1冊も本サブシリーズに含めた。

「会館独自行事」は、会館で日常的に行われていた様々な行事類の運営に関する公文書を集めたサブシリーズである。行事全般を記録した、基軸資料における「日誌」と照応する「行事記録」、具体的行事として「発明考案開放研究室」「児童巡回文庫」、行事が行われる場所である集会室に関する「集会室利用」の4つのサブサブシリーズに分類した。

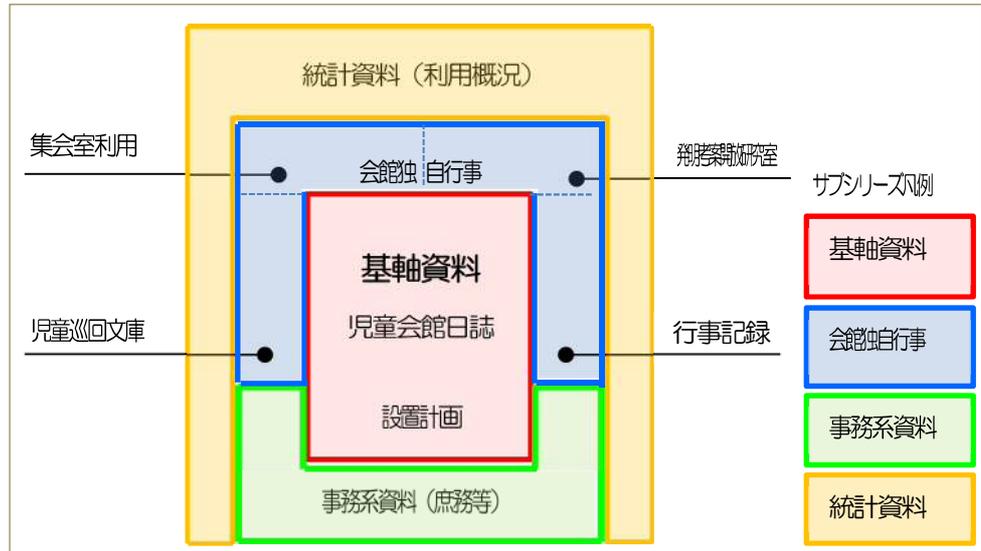


図 1 本資料群のサブシリーズ構造概念図

「事務系資料」は、庶務等の児童会館事務に関わる公文書を集めたサブシリーズである。庶務や予算、寄贈図書を受領綴りなどが含まれる。なお、中島児童会館と直接は関係ないが、このサブシリーズに属する簿冊に、『庁内弘報』という札幌市役所秘書課(当時)が発行し各課に配布していた庁内向けの広報誌が、第1号から100号以上に渡って、間に若干の欠号がありつつも綴られていた。当館には合冊された『庁内弘報』が昭和38年(1963)4月号から平成16年(2004)3月号(最終号)まで所蔵されているが³⁾、発刊当時の号は所蔵がなく、また今後出てくる可能性も低いと見られるため、札幌市の市政を知るうえで極めて貴重な行政資料と言える。今後改めて詳細な調査が必要であろう。



図 2 『中島児童会館日記』昭和24～29年

「統計資料」については毎月の利用者数の集計などが綴られている公文書を集めたサブシリーズである。

図1は、上述した各サブシリーズについて、まず「基軸資料」を本資料群の中心に位置づけ、それらを補足・発展させる資料として「会館独自行事」「事務系資料」を周囲に配置し、さらにそれらの諸活動を取りまとめる「統計資料」が全体を包むように配置した構成概念図となっている。

これら4サブシリーズで構成される本資料群には、合計で55冊の簿冊が含まれる。本年度はこの各簿冊の目録を取った上で当館の特定重要公文書として登録し、簿冊コードの付番などを行った。今後、早急に排架や公開の為の審査等を行って、利用者への提供へ向けて整備していく必要がある。

(1.4. 公文書群への ISAAR(CPF)2nd の適用の試み)

当館において、特定重要公文書の各簿冊は当館独自の記載項目によって目録化されている(図3)。この目録は一般には非公開であるが、これによって当館職員は公文書の題名や書架での位置、文書作成課や文書分類、タイトル修正等の受け入れ時の処置、整理中(=公開前の審査段階)／公開といった簿冊の利用可否状況などについて把握することができる。

しかし当館には、特定重要公文書の作成者情報に関しては、定まった記述フォーマットが存在せず、また記述もされていない。本章第2節において、本資料群の作成者情報について概説的に述べたが、本稿筆者はこうした作成者情報が、当館所蔵の特定重要公文書を利用する上で、当館職員のレファレンス業務だけでなく利用者へ

図 3 当館の公文書詳細目録の例

の利便性を助ける Finding Aid⁴ としての役割を担える可能性があると考えた。

そこで、作成者情報記述のケーススタディとして、記録資料オーソリティ・レコード記述のための国際標準である ISAAR(CPF)^{2nd} に基づいて本資料群の作成者情報の記述を試みた(表1)。

【表 1】 ISAAR(CPF)^{2nd} を用いた本資料群の作成者情報記述⁵

エリア	要素	内容
5.1. IDENTITY AREA / アイデンティティのエリア	5.1.1. Type of entity / 実体(entity)の種類	団体(公的機関)
	5.1.2. Authorized form(s) of name / 正式名称の表記	中島児童会館
5.2. DESCRIPTION AREA / 記述のエリア	5.2.1. Dates of existence / 存在年月日	昭和24年(1949)～現在
	5.2.2. History / 歴史	昭和22年(1947)の児童福祉法制定(翌23年施行)を受け、昭和23年(1948)に GHQ 第11空挺師団が保有していたクオンセット・ハット(かまぼこ型兵舎)を利用した児童福祉施設を再利用して、昭和24年(1949)7月1日に「中島児童会館」として開館した。その後昭和33年(1958)に、北海道博覧会事務所跡の建物を改修しそこへ移転した。さらに昭和60年(1985)に同地で再び改築した。開館当初から若干の位置の移動はあるものの、平成29年(2017)3月末日現在まで変わらず中島公園の敷地内で活動を続けている。
	5.2.3. Places / 場所	札幌市中島公園内(札幌市中央区中島公園1-1)
	5.2.4. Legal Status / 法的位置づけ	開館当初の主管課は札幌市教育部社会教育課であった。その後の変遷の概略は以下の通り。 昭和23年～昭和27年: 札幌市教育部社会教育課 昭和27年～昭和46年: 札幌市教育委員会指導部社会教育課 昭和47年～昭和62年: 札幌市教育委員会社会教育部社会教育課 昭和63年～平成10年: 札幌市教育委員会社会教育部青少年教育課 平成11年～平成15年: 札幌市保健福祉局児童家庭部少年活動課 平成16年～平成29年(本稿執筆現在): 子ども未来局子ども育成部子ども企画課
	5.2.5. Functions, occupations, and activities / 職務、職業および活動	児童会館は、児童福祉法に規定する館(厚生施設)と位置付けられており、札幌市に於いては子ども(0歳から18歳未満)の健全育成の場や放課後居所としての役割を担っている。
	5.2.6 Mandates/Sources of Authority / 権限 / 権威のよりどころ	札幌市児童会館条例(最終改正: 平成28年(2016)6月3日条例第35号)、札幌市児童会館条例施行規則(最終改正: 平成24年(2012)3月28日規則第12号)、児童福祉法(最終改正: 平成28年(2016)6月3日法律第65号)。
	5.2.7. Internal structures/Genealogy 組織構造 / 家系図	2017年3月末日現在の札幌市の機構における主管課は下記の通りである。 札幌市 └子ども未来局 └子ども育成部 └子ども企画課 └放課後児童係(←主管課)
	5.2.8 General Context / 一般的なコンテキスト	札幌市では最初の児童会館である(2017年3月末日現在では児童会館及びミニ児童会館を合わせて市内に201館が存在する)。また公

		設の児童会館として全国で初めての施設であることは特筆される。
5.3. RELATIONSHIPS AREA / 関係のエリア	5.3.1. Names/Identifiers of related corporate bodies, persons or families / 関連する団体・個人・家の名称 / 識別子	札幌市
	5.3.3. Description of relationship / 関係の記述	主管課である札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課放課後児童係が管理・運営する児童会館(厚生施設)である。
	5.3.4. Date of relationship / 関係の年月日	中島児童会館の開館は昭和24年(1949)7月1日であり、以後本項執筆(2017年3月末日)現在まで継続して活動している。
5.4. CONTROL AREA / コントロールのエリア	5.4.2. Institution identifiers	札幌市公文書館
	5.4.3. Rules and/or conventions / 規則および / あるいは取り決め	札幌市公文書館条例(平成25年(2013)3月28日)、札幌市特定重要公文書の利用等に関する規則(最終改正:平成28年(2016)3月30日)、札幌市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準(平成25年(2013)6月26日)、札幌市公文書館利用要綱(平成25年(2013)6月26日)、札幌市公文書管理条例(最終改正:平成28年(2016)4月1日)、札幌市公文書管理規則(最終改正:平成28年(2016)4月1日)。
	5.4.4. Status / 状態	決定
	5.4.5. Level of detail / 詳細のレベル	設置に係る起案(昭和23年(1948))、昭和24年(1949)～昭和34年(1959)の開館日常業務の日記、昭和20年代後半から昭和31年までの中島児童会館で行われた行事の起案等詳細、昭和26～28、37、42～44年度の行事記録、昭和20年代後半の庶務系文書、昭和20年代後半の利用者統計情報。
	5.4.6. Dates of creation, revision or deletion / 作成・改定・削除年月日	2017年3月31日作成。
	5.4.7. Languages and scripts / 言語及び文字体系	日本語。
	5.4.8. Sources / 情報源	中島児童会館35周年記念誌刊行委員会編 1985『中島児童会館35年のあゆみ』他。

※「5.2.4. Legal Status / 法的位置づけ」の中島児童会館主管課の変遷に関する詳細は本稿末尾表2を参照されたい。

ISAAR(CPF)2nd. は、記録資料の作成・保存に関与してきた団体等に関する記述(オーソリティ・レコード)を担う。従って、本資料群について ISAAR(CPF)2nd. を適用した場合、その記述は本資料群の作成・保存団体であった中島児童会館に関する記述となる。この ISAAR(CPF)2nd. の記述を一読すれば、本資料群についてかなりの情報が得られることとなる。

ISAAR(CPF)2nd. は、当館の特定重要公文書検索システムや管理システムと直接対応していないため、現状ではこれをそのまま当館に採用することは難しい。しかし、ISAAR(CPF)2nd. に則って作成者情報を記述することで、その公文書に関する理解は深まるであろう。特定重要公文書に限らず、例えば私文書のシリーズにも当然 ISAAR(CPF)2nd. は援用できるので、当館所蔵の様々な私文書群に対して ISAAR(CPF)2nd. に則った記述をすれば、統一的なフォームで当館の私文書に関する作成者情報を把握することが可能となる。このように様々なシリーズに関して、例えばオーストラリア国立公文書館で採用しているようなファクトシートや⁶、前述の Finding Aid、あるいは図書館でいうところのパスファインダーに相当するような作成者情報シートを、本稿で試みたように ISAAR(CPF)2nd. によって記述すれば、当館所蔵資料の各シリーズに関する概要案内ができることになり、利用者にとって有益な情報を提供できることにつながるであろう。

(1.5. 小括)

本章では、本資料群に関する紹介を行った。

まず第1節で受け入れ時の経緯を簡単に述べた。本資料群は通常の保存期間満了公文書の移管プロセスとは異なるが、「札幌市公文書館寄贈・寄託文書受入要領」に基づいて収集すべき特定重要公文書に値する資料であると判断、移管されたことを記した。

第2節で本資料群の作成者情報について概略を述べた後、第3節では本資料群の特徴を紹介した。移管時の状況から本資料群は再編成する必要があることが判明し、その結果本資料群を一つのシリーズとして扱い、その内容としては「基軸資料」「会館独自行事」「事務系資料」「統計資料」の4つのサブシリーズに分けられること、および各サブシリーズの全体的な構造について示した。特定重要公文書として受け入れはしたものの、本資料群についてはまだ公開できる段階に至っていないため、利用者へ閲覧提供できるように早急の作業が課題である。

第4節では、当館における特定重要公文書の目録記述内容について簡単に紹介した上で、第2節で概説した本資料群の作成者情報を、記録資料オーソリティ・レコード記述の国際標準である ISAAR(CPF)^{2nd} を用いて記述した。その結果、ISAAR(CPF)^{2nd} の適用によって、本資料群の詳細な作成者情報が簡潔明瞭な様式・手法で得られ、Finding Aid としての活用が可能であることが確認できた。こうした国際標準を有効に活用することは、「公文書館職員自身が所蔵公文書の調査・研究を行い、その利用価値を理解して「各種レファレンスへ活かすこと」⁷への第一歩へつながる。ただし、当館は現状こうした作成者情報(オーソリティ・レコード)の記述や Finding Aid の作成は行っていない。今後の課題として、他の公文書・私文書等への ISAAR(CPF)^{2nd} の適用事例を増やして、より幅広い検討・考察をすることが必要であろう。

2. 本資料群にみる初期の中島児童会館

(2.1. 中島児童会館設立時の状況)

本章では、本資料群を用いた中島児童会館に関する歴史的研究のケーススタディとして、特に設立時から昭和30年代までの中島児童会館の様子を3点素描する。

まず本節では、中島児童会館そのものの設立経緯について、前述第1章第2節で示した本資料群の構成概念図(図1)における「基軸資料」サブシリーズに含まれる、『中島児童会館(設立事務)』という表題の昭和23年(1948)の公文書(以下本節内において本公文書と略記)に基づいて記述する。

第二次世界大戦終戦直後の日本は、衣食住をはじめあらゆる生活面で未曾有の混乱期にあり、札幌も例外ではなかった。「“救ひの手”児童愛護班 不良化防ぐ街頭進出」⁸といった新聞報道がなされるなど、「社会道徳の頹廃と経済生活の逼迫から激増」⁹する児童の不良化の対策として児童福祉施設の設置や児童救護が急務となっていた。こうした状況を受けて昭和23年1月1日には児童福祉法が施行され¹⁰、また札幌では北海道立の機関として札幌児童相談所¹¹が同年7月に開設された。このような背景のもと、札幌市における社会教育施設として、公設児童会館の設置が計画された。

当時財政的にも余裕がなく、既存施設では適当なものが見当たらなかった札幌市が着目したのが、その頃利用されなくなった GHQ のクオンセット・ハットといつかまぼこ型の簡易兵舎であった。この兵舎4棟を無償若しくは廉価で譲り受け、市有地に移設して児童厚生施設として活用するために、設置者の GHQ 第11空挺師団長スウィング少将へ高田富與札幌市長(当時)が出した請願書の文案が、本公文書に綴られている(図4)。

請願書の文案によれば、旧エリア・スクールに使用されていたクオンセット・ハット=かまぼこ型兵舎を「児童の文化施設として使用する」ために「特段の御配意をもって貸與下さるよう請願」する、とある。また、4棟の兵舎に対してそれぞれ「児童図書館」「音楽室」「工作室」「集会室」の用途が示されている。請願書文案の日付は昭和23年3月26日となっている。

その後、302,807円での払い下げ(解体・移築費用込)と見積もり額が示されたが、できるだけ無償または無償に近い対価での貸与または譲渡を望んでいた札幌市教育部(当時)が無償もしくは20万円以内での払い下げを求めて交渉した結果、199,292円での払い下げとなった。また移築予定地は大通西8丁目や同西9丁目など紆余曲折し、最終的に中島公園内の南10条西4丁目と決定したのは同年11月頃と推測される。移設当初は4棟のかまぼこ型兵舎のみであったが、開館前これらをつなぐ廊下や事務棟が増築された(図5の点線部分)。なお事務室・使丁室のある事務棟正面の玄関は職員用玄関であり、児童は廊下に作られた児童用玄関から出入りした¹²。



図4 「旧エリア・スクール用クオンセットハット貸与方請願について」文案伺書の冒頭部分

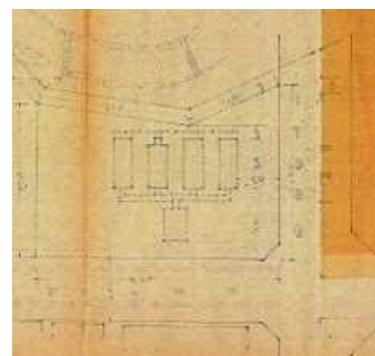


図5 中島児童会館の配置図(図の右が北方向)



図 6 中島児童会館(正面)

出典:札幌市経済部商工課編 1953 『新しい札幌』「新しい札幌」刊行委員会

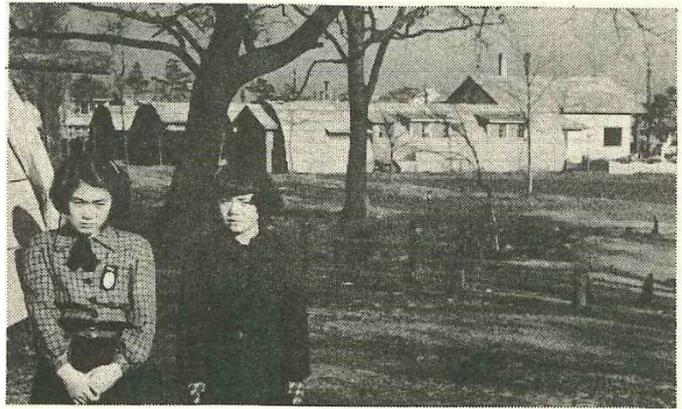


図 7 中島児童会館(南側面)

出典:中島児童会館35周年記念誌刊行会編 1985 『中島児童会館35年の歩み:1949年~1985年』札幌市中島児童会館:48.

こうして、図6、図7の写真に見られるような形での、開館当時の中島児童会館の建物が揃った。

中島児童会館は公設(市立)の施設として運営されたが、これは全国でも最初の事例とされている。当時、全国的に先駆的な児童会館の事例として東京の芝児童会館が知られており、中島児童会館設立に際しても事前に芝児童会館へ視察を行っている。しかし、芝児童会館は財団法人東京都児童福祉協会(当時)による運営であり、東京都は運営に関与せず児童会館自体で運営を図っていることが判明し、直接の参考とはならなかったものの、運営上参考にすべき多くの示唆を得ることができた——といった内容が、本公文書に綴られた視察復命書に記されている。

なお、中島児童会館の名称について、当時の新聞記事では「中島児童会館」という名称は公募の中から選ばれたように記されている(図8)。本公文書によれば公募自体は実際に行われ、応募名称リストには70数件の応募名称が掲載されている。その中で名称候補として6点が上げられたものの、審査員の検討の結果適当なものが見当たらず、審査員合議の上「中島児童会館」と名称を作成・決定していたことが本公文書に記されていた。新札幌市史にも掲載されていない開館時の一エピソードである。

(2.2. GHQ による検閲行為と札幌市の対応)

次に、前述第1章第3節の概念図(図1)では「事務系資料」サブシリーズに含まれる『中島児童会館 行事関係綴』という表題の、昭和25年の公文書(以下本節内において「本公文書」と略記)から、第二次世界大戦終戦直後の子どもたちを取り巻く社会状況の一例として GHQ による映画・演劇等への検閲の様子を見ていきたい。

本公文書には、「日本ニ於ケル演劇映画検閲方針並ニ規則」(図9)という文書が綴られている。内容は、日本国内で公衆の観覧に供する演劇・映画について全て以下の規定(4項目、内容省略)に従うべきとする一般方針があり、また検閲の範囲と違反者の処分についても記されている。文書の発行者は連合軍民事検閲部映画演劇検閲課となっている。また本公文書中には、上記検閲を受けるにあたって事前に提出するための、札幌市が作成した「上演報告書」の書式も綴られており、この書式で上映・上演の3日前までに書類を2部作成し GHQ の検閲課に提出することが定められていた。実際に提出された「上映報告書」の文案や、その他具体的に検閲・指導を受けた事例などについては、現在のところ他の公文書を含め本資料群中にはそうした記述は見発できている。しかし、中島児童会館の行事においては当初から様々な演劇や紙芝居の上演、映画上映などが活発に行われていたことが行事記録などから確認できる。したがってこうした「上演報告書」も、遅くとも日米地位協定が締結された昭和27年(195



図 8 北海道新聞昭和23年(1948)12月16日記事

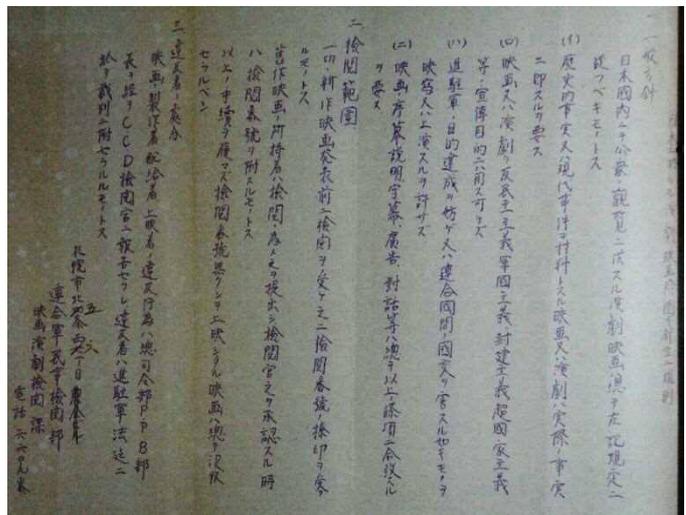


図 9 「日本ニ於ケル演劇映画検閲方針並ニ規則」

2)2月28日まで、早ければそれ以前のある時期までは、こうした行事が行われる度に GHQ へ提出されていたと推測される。

毎月の行事、特に上映された映画や紙芝居・演劇などのタイトルは日誌や行事記録などに克明に記録されているので、こうした演目を精査すれば、当時の検閲状況を含め、札幌での子どもたちを対象とした各種演目におけるGHQの検閲行為について新たな知見を得られるであろう。

(2.3. やよい児童館への支援)

中島児童会館は中心市街地にある中島公園内に位置していたため、札幌市内でも周縁地域に居住する子どもたちは距離的な面から利用が難しかった。このことは開館当時から指摘されていた。その結果、昭和30年代後半より次第に市内各所へ児童会館が設置されていくことになるのであるが、しかし、それ以前から子どもたちの安心・安全な居場所を求めて、豊平主婦の会が中心となり児童会館設立の運動が起こされていた。その結果昭和31年(1956)12月25日に菊水南町2丁目(当時、現在の菊水2条4丁目)のやよい児童公園内に設立されたのが、(私設)やよい児童館である(図10)。



図 10 北海道新聞 昭和31年(1956)12月16日記事

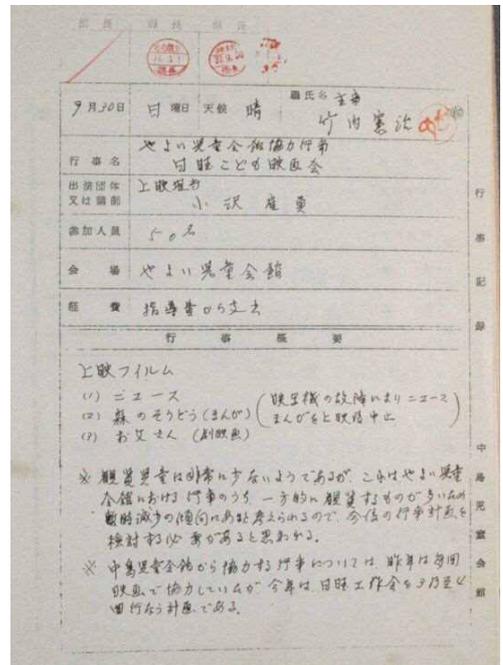


図 11 『中島児童会館 行事記録 昭和37年度』より同年9月10日の行事記録

やよい児童会館は、中島児童会館まで通うのが難しい地域の子どもたちや親たちに歓迎されたが、私設であり市からの補助も容易に得られない中での運営は厳しい状況であったことが、当時の新聞報道から伺える。

そうした状況を受けて、中島児童会館の側でも、やよい児童会館を行事によって援助するということが度々行われた。本資料群中にも、中島児童会館で入場料を徴収する映画上映会を行い、その収益をやよい児童会館に寄付する事例や、機材等の持ち込みによって中島児童会館の負担でやよい児童会館を会場として映画上映会を開催するなどの事例(図11)が見られる。

やよい児童会館については、新札幌市史にも詳細な記述がみられず、今回本資料群をひもとくことでその活動の一端が明らかになった。今後本資料群を精査することによって、やよい児童会館の活動の一端が明らかになる可能性がある。

なお、やよい児童会館の活動は、現在白石区に設置されている市立菊水やよい児童会館に継承されている。

(2.4. 小括)

本章では、本資料群を用いた中島児童会館研究のケーススタディとして、1) 開館当時につまわる経緯、2) GHQ による映画・演劇等への検閲行為とそれに対する札幌市の対応、3) やよい児童会館との関連及び連携事業、の3点について取り上げ紹介した。

本章で取り上げた内容には、新札幌市史などで従来言及されてこなかったものも含まれており、他にも様々な事象を明らかにできるだけの内容が本資料群には含まれていると考えられる。今後、当館専門員のみならず外部の研究者が本公文書を利用することによって、中島児童会館に関する様々な研究が進展する事が期待される。

3. 本資料群を用いた利用普及活動

(3.1. 札幌市公文書館内での企画小展示)

当館では閲覧室内に2つ設置されているガラスケースを用い、折に触れて企画小展示を行っている。平成28年(2016)8月より行われていたパネル展示に付随して用いられていたガラスケースでの展示が、パネル展示の撤収に伴い無くなることから、同年12月末より「札幌に児童会館が生まれた日」と題して、本資料群を用いた企画小展示を行った(次頁図12、13、14)。

展示構成としてはまず導入として、札幌市で現在行われている児童福祉政策「新・さっぽろ子ども未来プラン（平成27年度～31年度）」の萌芽ともいえる戦争直後の児童福祉政策として、全国で始めて公立の児童会館として開館したのが中島児童会館である、という内容の展示趣旨パネルと当時の写真をパーティションに掲示した。

メインのガラスケース内展示では、4つのテーマを設定した。テーマⅠは「中島児童会館と関連公文書の概要」と題して、簿冊そのものを中心とした展示を行った。テーマⅡは「図面や写真で見る初期の中島児童会館」と題して、中島児童会館当初の青焼き図面や館内部の図面など視覚的に中島児童会館の初期の様子が視覚的に理解できるような展示を行った。テーマⅢは「当時行われていた行事」と題して、中島児童会館の行事に焦点を当て、一つの行事を月間行事予定・集会室申請書・行事記録の3種類の公文書から異なる視点で検証した他、前述第2章第3節で記述したやよい児童会館と中島児童会館の関連を紹介した。さらに、本資料群に工作教室で利用された造花挿しの型紙が綴り込まれていたもので、これを復元し造花挿し(の予想形態)を作成し展示した。テーマⅣは「この時期の子供たちをとりまく環境」と題して、本資料群から読み取れる第二次大戦直後の児童をとりまく社会環境として、DDT 散布・GHQ による映画・演劇等の検閲行為・CIE¹³⁾による映画上映の3点について紹介した。

展示手法としては、当館所蔵の公文書原本を少しでも身近に見て欲しいという観点のもと、ガラスケースの中に展示開始から2週間程度は公文書原本や青焼き原図をそのまま展示した。但しその後は、原本保存の観点から複製代替物と入れ替えた。また、ガラスケースの上にケース内展示に関連する小パネルを置き、補足説明とした。

本展示は全体として本資料群の内容を紹介する展示が中心となったが、札幌市の児童福祉施策全体の中で中島児童会館をどのように意義付けるのかという展示のテーマ性提示の不足や、全体として内容が散漫となり要点を絞りきれないなど、幾つかの課題が残る結果となった。

(3.2. 札幌市役所本庁舎でのロビー展示)

平成29年(2017)2月に、札幌市役所本庁舎1階ロビーにおいて、札幌市公文書館主催のパネル展示が行われた。展示の全体テーマは中島公園であり、昨年夏に当館で行われた中島公園に関するパネル展示が中心となったが、他に追加展示する対象の一つとして本資料群に関する展示を行った。

前節で述べたように館内での企画小展示用には展示を作成していたが、ロビー展示用のパネルは作成していなかったため、改めて展示用パネルを作成した(次頁図15、16、17)。

このロビー展では、公文書や写真、図面など視覚的に分かりやすい素材を多用し、本資料群以外の当館所蔵資料を多く活用した。また、展示キャプションによる説明をできるだけ少なくし、かつパネル枚数を2枚と少なくすることで、一般市民に理解を得られやすい形で初期の中島児童会館を紹介するよう努めた。



図 12 企画小展示の全体の様子



図 13 展示テーマⅠ・Ⅱ 拡大



図 14 展示テーマⅢ・Ⅳ 拡大



図 15 本庁ロビー展示の状況



図 16 本庁ロビー展示パネル1

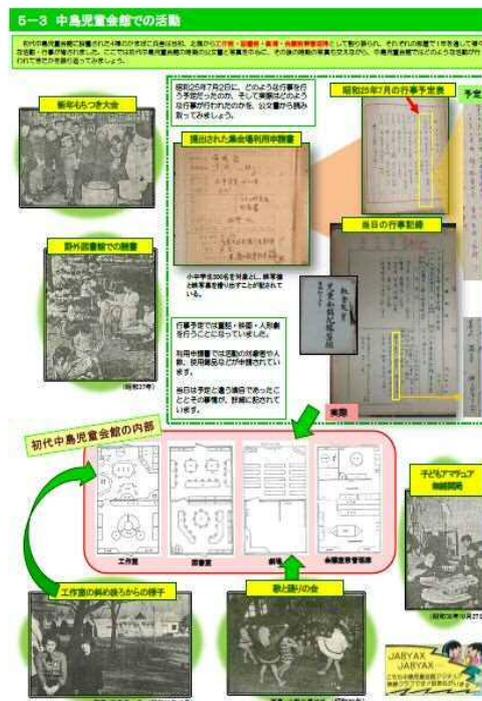


図 17 本庁ロビー展示パネル2

パネル1(図16)では、本稿第2章第1節で紹介した中島児童会館設立時の公文書を拡大して示すことで、公文書の文字を見やすくするよう配慮した。また歴代の中島児童会館の建物を写真で示し地図上の位置も併記することで、中島児童会館に関わった様々な世代の市民の共感を得ることを目指した。これらにより、中島児童会館が札幌で最も長く活動している児童会館であることが理解できるように構成した。

パネル2(図17)では、中島児童会館で行われていた行事に焦点を絞り、前節で述べた企

画小展示におけるテーマⅢで取り上げた複数の公文書から一つの行事の予定・準備・当日の状況を再現する内容の他、様々な行事を当時の写真や初代会館の内部図面と共に紹介することで、中島児童会館の実際に行われていた活動の様子を描いた。

全体として、本資料群を中心としながらもそれに深入りはせず、本資料群以外の当館所蔵資料を効果的に活用しながら、初期の中島児童会館を平易かつ要点を絞って説明した展示となった。

(3.3. 小括)

本章では、本資料群を用いた利用普及活動の事例として、本稿筆者が制作に携わった当館館内における企画小展示と札幌市役所本庁舎1階でのパネル展示の2種類の展示を紹介した。

館内での企画小展示では、(期間は限定されるものの)公文書の原本を展示することが可能であり、その意味では一点モノの資料である公文書原本を所有する公文書館の特性を活かし、開館当時の中島児童会館に関して少しでもその実像を追体験できるような展示を目指した。しかし展示全体のテーマが明確でないことや要点を絞りきれていないなど、展示内容の取捨選択や展示手法等に課題が残る結果となった。

一方、札幌市役所本庁舎1階ロビーでのパネル展示では、全体テーマ中の小テーマの一つとして、中島公園内にある施設としての中島児童会館を取り上げた。公文書の原本を展示することが出来ないため、展示で使用する公文書

の写真を拡大して掲載することで文字を読みやすくするという工夫を行い、少ない枚数のパネルでビジュアルを中心とした初期の中島児童会館の紹介ができた。深く突っ込んだ展示内容は作成できなかったが、今回のパネル展示においてはそれよりも平易さと全体テーマとのすり合わせが重要であると考え、その意味では比較的わかりやすい展示が制作できた。

いずれの展示においても、本稿筆者の展示物制作に関するスキル(展示テーマの明確化、内容の取捨選択、表現方法など)の低さを痛感したが、今回経験した2つの展示を今後の展示制作に生かしたい。

おわりに

本稿では、中島児童会館資料を題材とし、本資料群の紹介と記録資料オーソリティ・レコード記述の国際標準適用の試み・本資料群を用いた歴史研究のケーススタディ・本資料群を用いた利用普及活動として行った2つの展示の紹介、の3つの視角から論述した。

1点目(第1章)の、本資料群の紹介と記録資料オーソリティ・レコード記述の国際標準である ISAAR(CPF)2nd.適用の試みについては、本章執筆により本資料群を改めて見直すきっかけとなり、また ISAAR(CPF)2nd.を用いた作成者情報記述の有効性を認識することができた。とはいえ本資料群の事例のみでは、ISAAR(CPF)2nd.の有効性を論ずるには早計であろう。当館所蔵の他の特定重要公文書でシリーズとして扱えるもの、あるいは私文書や行政資料などでの適用事例を増やしていくことで、更なる詳細な検証が可能となることは言を俟たない。今後もこうした適用事例の蓄積と検証を続けていきたい。

2点目(第2章)の、本資料群を用いた歴史研究のケーススタディについては、ごく簡単ながら3点について素描を行った。いずれの内容も、まだ研究の端緒にすぎたばかりの内容であるが、今後本稿筆者のみならず外部の研究者によって更なる本資料群の活用による研究が深化することで、中島児童会館に関する新たな知見が得られることを期待したい。そのためには、第1章第2節で述べたように、本資料群の閲覧・利用に向けた整備が急務である。

3点目(第3章)の、本資料群を用いた2つの展示について。当館所蔵の特定重要公文書は、使われない限りは書庫で眠ったままであり、そうした将来にむけた保存・維持管理も当然当館の責務としては重要であるが、何より特定重要公文書を「利用する」ことこそが、その公文書にとって最も幸せなことであると本稿筆者は考える。その意味で、2つの異なる形態で本資料群を用いた利用普及活動(=展示制作)ができた事は本資料群にとっても、また本稿筆者にとっても大変幸運なことであった。但し、本稿筆者の展示物制作に関する様々なスキルの低さが大きな課題として挙げられることは率直に認め、今後につけていきたい。

【附記】

本稿第1章に記した本資料群の受け入れ及び目録作成は当館秋山前専門員・佐々木専門員と本稿筆者による共同作業である。また、第3章に記した本資料群を用いた2つの展示作成については当館佐々木専門員と本稿筆者による共同作業である。

(札幌市公文書館専門員)

【表 2】中島児童会館の主管課の変遷(1948～2017年)

年(西暦)	年(和暦)	局・委員会	部	課	係
1948	昭和23	—	教育部	社会教育課	(直属)
1949～52	昭和24～27	—	教育部	社会教育課	文化係
1952～57	昭和27～32	教育委員会	—	社会教育課	(直属)
1958	昭和33	教育委員会	—	社会教育課	社会教育係
1959～60	昭和34～35	教育委員会	—	社会教育課	少年文化係
1961～71	昭和36～46	教育委員会	指導部	社会教育課	少年文化係
1972	昭和47	教育委員会	社会教育部	社会教育課	青少年教育係
1973～78	昭和48～53	教育委員会	社会教育部	社会教育課	児童教育係
1979～87	昭和54～62	教育委員会	社会教育部	社会教育課	青少年教育係
1988～98	昭和63～平成10	教育委員会	社会教育部	青少年教育課	(直属)
1999～2003	平成11～15	保健福祉局	児童家庭部	少年活動課	放課後児童係
2004～現在	平成16～現在	子ども未来局	子ども育成部	子ども企画課	放課後児童係

出展:『札幌市行政機構の変遷(明治四〇年から昭和二五年まで)』、札幌市教育委員会編『札幌市の教育』1956～57、1960、1967～1998年、札幌市役所編『札幌市のいきおい』1953～54年、同編『札幌市勢年鑑』1955～56年、同編『札幌市勢概要』19

57年、同編『札幌市勢要覧』1958～61年、札幌市保健福祉局編『保健福祉局事業概要』2000～2003年、札幌市市長制作室編『札幌市機構図』1998～2015年。

—注—

- ¹ 札幌市における「特定重要公文書」とは、「札幌市公文書管理条例(最終改正:平成28年4月1日条例第17号)」第2条(5)にあげられている以下の3つをいう。
 - ア 重要公文書のうち、(本条例)第8条第1項の規定により市長が引き続き保存の措置を採ったもの及び同条第2項の規定により市長に移管されたもの
 - イ 重要公文書のうち、(本条例)第12条第4項の規定により市長に移管されたもの
 - ウ 法人その他の団体(実施機関を除く。)又は個人から市長に対し寄贈又は寄託の申出があった文書で、市政の重要事項に関わり、将来にわたって市の活動又は歴史を検証する上で重要な資料となると市長が認め、寄贈又は寄託を受けた文書これは「公文書等の管理に関する法律(最終改正:平成28年11月28日法律第89号)」における「特定歴史公文書等」(その定義は同法第2条第7項に示されている)に相当する。
- ² 平成25年6月26日総務局長決裁。その受入基準(第2条)は以下の通りである。
 - (1) 本市の重要な施策決定に関わった市長等の考えや行動を跡付けることができる重要な情報が記録されたもの
 - (2) 公文書館が現に保存する特定重要公文書に記録された情報を補完することができる重要な情報が記録されたもの
 - (3) 本市の出資団体等の廃止等により散逸する恐れが極めて高い、重要な情報が記録されたもの本資料群の場合は上記(1)及び(2)が該当すると考えられる。
- ³ 「弘報」と「広報」でタイトルの文字に違いがあるが、当館に所蔵の無いある時点で「弘報」から「広報」へ変更されたと推測される。
- ⁴ Finding Aidとは、米国アーキビスト協会(Society of American Archivists, SAA)のオンライン用語集によれば、「1. アーカイブの各コレクションに含まれる情報を探索するための手助けとなるツール。2. 記録資料を物理的及び知的に管理保存し、利用者にとって資料へのアクセスと理解を助けるための記述」とある。<http://www2.archivists.org/glossary/terms/f/finding-aid> (2017年3月31日閲覧)より引用。
- ⁵ 表1における各記述要素の日本語訳は、吉田千恵(吉田千恵 2005 「<研究ノート>国際標準:団体、個人、家に関する記録資料オーソリティ・レコード;ISAAR(CPF)第2版の概要」『北海道立文書館研究紀要』vol.20 北海道立文書館。)の訳にしたがった。
- ⁶ 公文書館に関する様々な事柄(開館時間や施設案内、調査の方法、用語説明などあらゆる事柄)をA4両面一枚にまとめたシート。
- ⁷ 秋山淳子 2014 「札幌市公文書館の開館と今後の課題:<元>公文書館専門員の立場から」『レコード・マネジメント』No.67 記録管理学会:98。
- ⁸ 北海道新聞 昭和21年(1946)11月19日記事「“救ひの手”児童愛護班 不良化防ぐ街頭進出」。
- ⁹ 前掲記事。
- ¹⁰ 児童福祉法は昭和22年(1947)12月12日法律第百六十四号で制定された。
- ¹¹ 後の北海道中央児童相談所。
- ¹² 札幌市教育委員会編 1955 『教育要覧』札幌市教育委員会:42。
- ¹³ 連合軍 CIE (= Civil Information and Education:民間情報教育局)による日本国民に対する一群の啓蒙教育映画。